



生涯学習のまなび

まなび

響きあい  
共に育つ  
「人づくり」

## 「後三年合戦みさとプロジェクト」 設立総会のご案内

清原氏に興味と学習意欲のある方、  
私たちと一緒に学びませんか？

平泉が世界文化遺産に登録されたことにより、奥州藤原氏のルーツである出羽の清原氏に注目が集まっています。町内に残されている清原氏の歴史・伝承を見つめ直し、平泉で築いた極楽浄土思想へとつながる過程についての歴史研究・啓蒙を行う「後三年合戦みさとプロジェクト」の設立総会を開催します。皆様のご出席をお待ちしております。



- 設立総会 ● 6月23日(土) 午後2時～  
美郷町中央ふれあい館ホール
- 講演 ● 午後2時30分～  
「後三年合戦と在地領主」
- 講師 ● 塩谷順耳氏 (元秋田県立博物館副館長)
- 活動内容 ● 後三年合戦関連遺跡視察研修、勉強会等

問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課  
歴史文化財班 ☎0187(84)4040

六郷、仙南出張所

土日祝日も夜7時まで  
利用できます！

出張所の業務時間 / 8:30～19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日  
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、  
12月29日から翌年1月3日

6月の休業日は

4 11 18 25 7/2  
月 月 月 月 月

六郷出張所  
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904  
☎ 0187(84)4040  
FAX 0187(84)3763

仙南出張所  
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915  
☎ 0187(83)2280  
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような  
業務を行っています

右記の  
証明書の  
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書 ● 所得証明書
- 課税証明書 ● 非課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書

税や  
使用料の  
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では  
取り扱っていません

住所に関する届出

- 転入届 ● 転出届 ● 転居届
- 世帯主変更届

※役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出

- 出生届 ● 婚姻届 ● 入籍届
- 離婚届 ● 転籍届 ● 養子縁組届 など

※役場住民生活課に届出してください。  
※土日祝日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。

# 国民年金からのお知らせ

## ご存知ですか？ 障害基礎年金

障害基礎年金は、次の①から③の条件の全てに該当する方に支給されます。

①20歳前、国民年金の被保険者期間中、または60歳以上65歳未満（※1）に初診日（※2）のある病気やケガが原因であること。

※1 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く

※2 障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日

②病気やケガの程度が20歳に達したとき、または障害認定日（※3）において障害等級の1級または2級に該当していること。

※3 障害の状態を決める基準日のことで、初診日から1年6ヵ月を経過した日、それ以前に症状が固定した場合はその日

③初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間が3分の2以上であること。または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。ただし、20歳前に初診日がある方は除かれます。

### ■障害基礎年金の金額（平成24年度）

1級	983,100円
2級	786,500円

受給者と生計を同じくする、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害のある子は20歳未満）がいる場合は、次の額が加算されます。

### ■加算額

子どもの数	加算額
1人	226,300円
2人	452,600円
3人	528,000円

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班

☎0187(84)4903(内線1405)

# 介護保険事務所からのお知らせ

## 平成24年度の介護保険料は7月にお知らせします

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき3年に1度改定することが定められています。平成23年度に策定した「第5期介護保険事業計画」により、平成24年度から平成26年度までの保険料基準額が月額5,880円に決定しました。なお、保険料の新たな負担軽減策として下記表の第3段階と第5段階が追加されました。これにより、保険料が基準額よりも軽減される方が全体の66%となります。

平成24年度の確定介護保険料額と納付方法は7月中旬にお知らせします。

### ■第1号被保険者の介護保険料

段階	区分(平成24年度の住民税課税状況)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護を受給している方か、住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方	35,280円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下	35,280円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下	44,100円	基準額×0.625
第4段階	住民税非課税世帯で、第1～3段階に該当しない方	52,920円	基準額×0.75
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下	61,740円	基準額×0.875
第6段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は非課税で、第5段階に該当しない方	70,560円	基準額
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が190万円未満	88,200円	基準額×1.25
第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が190万円以上320万円未満	105,840円	基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万円以上	123,480円	基準額×1.75

### ■保険料上昇の主な要因

○介護保険施設や在宅サービスの充実、サービス利用者の増加等に伴う介護給付費の増大

第4期：約384億円 ⇒ 第5期：約464億円(見込み)

○介護保険制度改正による第1号被保険者の介護保険給付費の負担割合の増加

第4期：給付費の20% ⇒ 第5期：給付費の21%

○介護報酬の増額改定 ⇒ 約1.2%の上昇

問い合わせ ● 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911